

防整技第 1 6 9 7 6 号
3 0 . 1 0 . 3 0

北海道防衛局調達部長
東北防衛局調達部長
北関東防衛局調達部長
南関東防衛局調達部長
近畿中部防衛局調達部長
中国四国防衛局調達部長
九州防衛局調達部長
沖縄防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長 殿

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

実績見積書の審査及び確認について（通知）

今般、会計実地検査において、警備費の積算について、精算に当たり、受注者から警備費の実績として提出を受けた見積書を基に支払いを行った警備費のうち、一部の費用の支払額が過大となっていて不当と認められ、また、このような事態が生じたのは、地方防衛局において、見積書の内容について精算の根拠となる資料（以下「根拠資料」という。）に基づく審査及び確認が十分でなかったことなどによるとの指摘があった。

これを受け、今後、受注者等から工事又は業務の精算に当たり、その実績として提出があった見積書（以下「実績見積書」という。）による精算を行うに当たっては、実績見積書の金額をそのまま採用するのではなく、金額の妥当性をよく検討するとともに、内容について根拠資料に基づき十分に審査及び確認を行うよう、関係職員に周知徹底されたく通知する。

写送付先：整備計画局施設計画課、施設整備官、提供施設計画官